

小水力等発電施設を整備するにあたっての主な支援事業

(令和7年4月時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
国営かんがい排水事業	小水力 太陽光 等	国	国営事業 2/3ほか	・土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備 ・低炭素農業水利システム構築事業においては、再エネ利用に係る計画が作成されていること	
水利施設整備事業	小水力 太陽光 等	都道府県等	県営事業 1/2ほか	・土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備 ・低炭素農業水利システム構築型においては、再エネ利用に係る計画が作成されていること	・実施計画策定も可能
中山間地域農業農村総合整備事業	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 官民連携の団体	55/100 ほか	・農林水産省の助成又は融資の対象となっている施設等に電力供給等を行う発電施設を整備 ・中山間地域農業農村総合整備計画が作成されていること	・発電施設の単独整備は不可 ・実施計画策定も可能
農村整備事業 (地域資源利活用施設整備事業)	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・停電時の自立運転機能を有するとともに、土地改良施設や農業農村振興に資する施設等の電源又は地域の非常用電源として活用する発電施設を整備	・実施計画策定も可能
農山漁村地域整備交付金 (水利施設整備)	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・地域用水環境整備事業においては、小水力発電整備事業計画が作成されていること	

※ 実施計画策定：施設の整備に係る地域の諸条件等の調査・設計を行い、事業実施計画を策定すること。

小水力等発電施設を整備するにあたっての主な支援事業

(令和7年4月時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
農山漁村地域整備交付金 (農村集落基盤再編・整備事業)	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 農協 土地改良区等	1/2ほか	・農林水産省の助成又は融資の対象となっている施設等に電力供給等を行う発電施設を整備 ・農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること	・発電施設の単独整備は不可 ・実施計画策定も可能
農業水路等長寿命化・防災減災事業	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備 ・事業費が2百万円以上、受益農業従事者数が2者以上、工事工期3年以内であること ・長寿命化・防災減災計画が作成されていること	・実施計画策定も可能
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策(定住促進・交流対策型及び産業支援型))	小水力 太陽光 等	都道府県 市町村 農林漁業者等の組織する団体等	3/10、 1/2ほか	・活性化計画、認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画等に基づいて事業を実施すること ・本交付金で整備した活性化施設又は6次産業化施設等に電力を供給する発電施設を整備 ・施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること	・発電施設の単独整備は不可 (過去に本事業(前歴事業を含む)で整備した施設に附帯する発電施設を整備する場合は可) ・更新整備は不可
土地改良施設維持管理適正化事業 (防災減災機能等強化事業)	小水力 太陽光 等	土地改良区等	1/2	・再生可能エネルギー発電施設の整備により施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの ・事業費が1百万円以上	

※ 実施計画策定：施設の整備に係る地域の諸条件等の調査・設計を行い、事業実施計画を策定すること。